

## 「富士山の日」への対応について

### 1 県教育委員会の考え方（学校を休業日とする趣旨等）

世界に誇る国民の財産であり、日本のシンボルである偉大なる富士山を抱く静岡県民において、「富士山の日条例（平成 21 年 12 月県議会）」が制定された。この「富士山の日」を学校休業日にするにより、この日を契機に、児童・生徒に、富士山の美しさ・気高さ・雄大さ、絵画や文学など多くの芸術作品を生み出し、私たち県民に豊かな自然の恵みをもたらしてきた、その高い価値などを改めて理解させるとともに、児童・生徒をそれぞれの思いで、富士山を後世に引き継ぐための県民運動に協力させたい。そのために、県立高校の学則において、「富士山の日」を学校の休業日とし、市町立学校及び私立学校等についても休業日とするよう協力を依頼する。

### 2 市町立学校の校長の意見等の照会結果

#### (1) 授業時数の確保に関して

- ・授業日数、授業時数の確保に苦心している中、さらに休業日を設けることは難しい。
- ・各校は、新学習指導要領の移行措置期間にあたり、授業時数を増やして教育課程を編成していることと逆行する。
- ・各校は、相当努力して来年度の教育課程を編成したので、この時点で変更することには困難が伴う。
- ・新型インフルエンザによる出席停止等が予測され、授業時数の確保に心配がある。

#### (2) 行事計画上の問題に関して

- ・中学校では、進路指導の真っ只中にあり、中学校の進路指導に大きく支障を来すことが予想される。
- ・年度末にあたり、年度のまとめのための指導、各種行事（6年生を送る会、3年生を送る会、感謝の会等）進路指導と、1年の中で重要な時期となる。

#### (3) その他

- ・休業日にするにより趣旨等の体現が図られるとは考えにくい。
- ・保護者等が子どもと一緒に活動するというが、現実的に企業等が休みになることは考えにくい。その場合、子どもの面倒や世話は誰が見るのか。
- ・保護者の理解が得られるだろうか。学校への信頼が大変気になる。

### 3 牧之原市教育委員会の考え

上記の意見等を踏まえ、平成 23 年 2 月 23 日を休業にすることはしない。

なお、平成 23 年 2 月 23 日に、「富士山の日」の趣旨等を具現化する教育活動を計画する。併せて、お茶会、闘茶会など地産の「お茶」を題材にした学習等を企画することとする。

平成 23 年度については、県教委の考え方、県内市町等の動向等を総合的に踏まえ検討を進めることとする。